別表第１（第２条、第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助事業者 | 補助率 | 補助限度額 |
| （１）消防団安全装備品整備促進事業 | 次の消防団の安全装備品の整備に要する経費　（新規製品に限る。）  １　救命胴衣  ２　トランシーバー（充電器等附属品を含む。）  ３　消防活動二輪車（登録諸費用等含む。）  　※消防活動二輪車の規格は、次によらなければならない。  （１）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。  （２）車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。  （３）高速自動車国道を通行することが可能な自動二輪車であること。  （４）不整地での走行をするに当たり十分な性能を有すること。  （５）消防専用電話装置（電波法（昭和25年法律第131号）の技術基準適合証明若しくは工事設計認証を受けたもの又は無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の基準に適合する車載無線機若しくは携帯無線機とする。）を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、この限りでない。  （６）取付品及び積載品等は、次に掲げるもののうち、補助事業者が選択するものであること。  　　　ア　フロントバンパー  　　　イ　リヤバンパー  　　　ウ　ハンドルガード  　　　エ　エンジンガード  オ　サイドスタンド  　　　カ　赤色警光灯 | 市町村又は消防に関する事務を処理する一部事務組合若しくは広域連合 | ２分の１以内 | １　救命胴衣  ・固形式　１万円/着  ・膨張式　５万円/着  ２　トランシーバー  ・アナログ　３万円/台  ・デジタル 10万円/台  ３　消防活動二輪車  ・100万円/台 |
|  | キ　電子サイレン  ク　積載品等の収納箱  　　　ケ　消火用資機材　１式  　　　コ　救助用資機材　１式  　　　サ　救急用資機材　１式  　　　シ　団員用保護装備　１式  　　　ス　情報通信機器　１式  　　セ　その他知事が必要と認めるもの  ４　その他知事が必要と認めるもの |  |  |  |
| （２）女性による地域防災活動支援事業 | １　女性防火クラブトップリーダー研修事業  女性防火クラブのトップリーダー育成及び情報交換のための研修等に係る経費  ・会場費　・材料、資料代　・講師報償費　・旅費　・その他必要な経費  （食糧費を除く。） | 高知県女性防火クラブ連絡協議会 | 定　額 | 75万円 |
| ２　女性防火クラブに対して実施する次に掲げる事業  （１） 防災訓練の実施及び訓練に必要な資機材の購入  ・会場費　・材料、資料代　・旅費　･訓練のための資機材の購入経費  ・その他必要な経費（食糧費を除く。）  （２） 女性防火クラブ設立・加入促進事業  ・法被　・加入促進に係るチラシ等作成費  ・その他必要な経費（食糧費を除く。）  （３） 防災に関する普及啓発事業  ・会場費　・会場設営費　・消耗品費　・ビデオ、カメラ等資機材の  購入経費　・その他必要な経費（食糧費を除く。）  （４） その他知事が必要と認める事業 | 市町村又は消防に関する事務を処理する一部事務組合若しくは広域連合 | ２分の１以内 | 各補助事業者　　15万円 |
| （３）子ども防災学習等支援事業 | 少年消防クラブや子どもを対象として実施する次に掲げる事業  （１） 防災学習活動等実施事業  ・会場費　　・材料、資料代　　・旅費（講師等旅費を含む。）  ・バス等借上げ料（防災学習への参加者（子ども）用に限る。）  ・資機材の購入経費　・その他必要な経費（食糧費を除く。）  （２） 少年消防クラブ設立・加入促進・交流等事業  　　　・活動服　・加入促進に係るチラシ等作成費  　　　・少年消防クラブ会員を対象とした全国大会等への参加旅費  ・その他必要な経費（食糧費を除く。）  （３） その他知事が必要と認める事業 | 市町村又は消防に関する事務を処理する一部事務組合若しくは広域連合 | ２分の１以内 | 項目ごとに各補助事業者  　15万円 |

別表第２（第６条、第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

１０　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。